

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

1 制定の趣旨

教育長の給料月額及び期末手当の額について一定の期間減額するため、新たに条例を制定しようとするものである。

2 条例の概要

(1) 減額の内容

区 分	減額率	給料月額 (期末手当年額)	
		減額前	減額後
教育長	5%	840,000 円 (4,080,300 円)	798,000 円 (3,876,284 円)
知 事	10%	1,290,000 円 (6,266,174 円)	1,161,000 円 (5,639,556 円)
副知事	7%	1,010,000 円 (4,906,074 円)	939,300 円 (4,562,648 円)
常勤監査委員	5%	610,000 円 (2,963,074 円)	579,500 円 (2,814,920 円)

(2) 減額の期間

令和3年4月1日から令和6年12月8日（知事の任期満了日）まで

3 施行期日等

令和3年4月1日から施行する。

4 参考(過去の減額率の推移)

減額の期間	減額率		減額対象
	教育長	知 事	
平成15年1月1日～平成15年12月31日	5%	10%	給料月額
平成16年1月1日～平成16年6月30日	10%	20%	給料月額
平成16年7月1日～平成16年12月8日	7%	12%	給料月額
平成17年1月1日～平成20年12月8日	5%	12%	給料月額
平成21年4月1日～平成24年12月8日	10%	20%	給料月額+期末手当
平成25年1月1日～平成28年12月8日	10%	20%	給料月額+期末手当
平成29年1月1日～令和2年5月31日	5%	10%	給料月額+期末手当
令和2年6月1日～令和2年12月8日	7%	15%	給料月額+期末手当
令和3年1月1日～令和3年3月31日	7%	15%	給料月額

追第二十二号議案

知事等の給与の特例に関する条例の制定について

知事等の給与の特例に関する条例を次のように定める。

令和三年三月二十三日提出

栃木県知事 福田 富一

栃木県条例第 号

知事等の給与の特例に関する条例

(知事及び副知事の給与の特例)

第一条 知事及び副知事の給料月額は、令和三年四月一日から令和六年十二月八日までの間(以下「特例期間」という。)において、知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和二十九年栃木県条例第二号)第二条の規定にかかわらず、知事にあつては同条第一号に定める給料月額からその百分の十に相当する額を減じた額、副知事にあつては同条第二号に定める給料月額からその百分の七に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条第一号及び第二号に定める額とする。

(教育長の給与の特例)

第二条 教育長の給料月額は、特例期間において、教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件及び服務に関する条例(昭和二十八年栃木県条例第二十七号)第二条の規定にかかわらず、同条に定める給料月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同条に定める額とする。

(常勤の監査委員の給与の特例)

第三条 常勤の監査委員の給料の月額は、特例期間において、栃木県監査委員等の給与及び旅費等に関する条例(昭和三十一年栃木県条例第二十六号)第四条第一号の規定にかかわらず、同号に定める給料の月額からその百分の五に相当する額を減じた額とする。ただし、退職手当の額の算出の基礎となる給料の月額は、同号に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 知事等の給与の特例に関する条例(令和二年栃木県条例第四十五号)は、廃止する。